

# 社会福祉法人 福知山シルバー 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福知山シルバーの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

## (理事会及び評議員の報酬等の額の決定)

第4条 役員が理事会に出席したときは、別表1のとおり交通費等の実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員及び監事が評議員会に出席したときは、別表1のとおり交通費等の実費弁償費を支払うことができる。

3 役員がその職務を執行したときは、別表2のとおり報酬を支払うことができる。

## (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用について、その実費を弁償することができる。

## (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において定め、評議員会の議決を経なければならない。

(改廃)

第8条 本規程を改廃する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成29年5月30日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は令和5年5月27日に変更し、令和5年6月1日から適用する。

[役員及び評議員の報酬等に関する規程]

令和5年6月1日

【別表1】(出席報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費/日	
		福知山市内	法人本部より 50 km以上
理事会出席報酬	無報酬	3,000 円	5,000 円
評議員会出席報酬等	無報酬	3,000 円	5,000 円
委員会出席報酬等	無報酬	3,000 円	5,000 円

【別表2】(職務執行報酬等)

名 称	報 酬
理事長職務執行報酬	2,500 円/時間
理事職務執行報酬	1,500 円/時間
評議員職務執行報酬	1,500 円/時間
監事監査指導報酬	1,500 円/時間

交通費及び旅費については別紙「旅費規程」に準じる。